プロジェクト	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に相当する基準の開発
項目	開発にあたっての基本的な方針

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S 1 基準及び日本版 S2 基準（以下まとめて「サステナビリティ開示基準」という。）の開発にあたっての基本的な方針を確認することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本資料における事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

(1) サステナビリティ開示基準は、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れる。ただし、このことは国際的な基準の定めをそのままの形で無条件に取り入れることを意味しない。

(2) 国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れないことについてコンセンサスが得られる項目については、サステナビリティ開示基準に定めを取り入れない。この場合、取り入れないこととした理由を明示する。また、サステナビリティ開示基準において国際的な基準の定めとは異なる開示を求めることがある。

(3) 国際的な基準の定めを取り入れつつ、これとは異なる開示をもって代えることを容認する定めを置くことについてコンセンサスが得られる項目については、そのような形でサステナビリティ開示基準に取り入れる。この場合、そのような形で取り入れることとした理由を明示する。

(4) サステナビリティ開示基準に国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れない理由として、次のようなものが考えられる。

① 国際的な基準の定めによって提供される開示が有用ではない（国際的な基準が多くの選択肢を与えており、比較可能性を損なっている場合を含む。）と判断されるため

② 国際的な基準の定めによって提供される開示に一定の有用性が認められるものの、作成者に過度の負担となることが明らかであると判断されるため

③ 周辺諸制度との関係を考慮した結果、国際的な定めをそのままの形で取り入れないことが適切であると判断されるため

(5) 短期間で基準開発を行うことになることを踏まえ、国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れるかどうかについてコンセンサスが得られない項目については、取り入れた上で、当面、適用を任意とすることを検討する。

(6) 周辺諸制度との関係を考慮した結果として、国際的な基準と異なる定めを置くことにならないものの、我が国の諸制度を当てはめた場合の取扱いを明らかにすることが有用である場合、当該取扱いをサステナビリティ開示基準に含めるのか、規範性のない補足文書に含めるかどうかは個別に判断する。

我が国におけるサステナビリティ開示基準の開発に係る基本的な考え方

（「サステナビリティ基準委員会の運営方針」）

4. 当委員会が 2022 年 11 月 24 日に公表した「サステナビリティ基準委員会の運営方針」（以下「運営方針」という。）において、我が国におけるサステナビリティ開示基準に係る基本的な考え方等を示している（具体的な内容は別紙参照）。ここで示された考え方等を基礎として、日本版 S1 基準及び日本版 S2 基準を開発するにあたっての基本的な方針を整理する。

（国際的に整合性のあるもの）

5. 「運営方針」は、ISSB が市場関係者からの要望により国際的なサステナビリティ開示基準の開発を目的として設置されたことを踏まえると、基準開発にあたって、日本基準を包括的なグローバル・ベースラインとされる IFRS サステナビリティ開示基準の内容と整合性のあるものとすることが、市場関係者にとって有用であるとしている。

6. また、「運営方針」は、企業会計基準委員会（ASBJ）が開発する会計基準と同様に、当委員会がサステナビリティ開示基準の開発を行うにあたり、SSBJ 基準により作成されたサ

ステナビリティ関連財務情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとすることを基本とするとしている。

7. 企業会計基準委員会が 2022 年 8 月 30 日に公表した「中期運営方針」では、会計基準を国際的に整合性のあるものとするとの開発方針について、次のように述べている。

> 財務情報の比較可能性を高め、かつ、我が国の会計基準の信認を確保するためには、日本基準を国際的に整合性のあるものとして維持し、これを対外的に示していくことが必要であると考えられる。
>
> ここで、国際的に整合性のあるものとすることは、国際的な会計基準を自動的に日本基準に採り入れることを意味しない。我が国における会計基準に係る基本的な考え方と異なること等を理由に、国際的な会計基準における取扱いについて我が国として受け入れ難いとしたものについては、原則として、日本基準において採り入れることはせず、その理由を明示することが考えられる。
>
> また、今後公表される国際財務報告基準（以下「IFRS 会計基準」という。）について、我が国で受け入れやすくなるよう、IFRS 会計基準の開発段階から我が国の意見を発信することは、引き続き、重要であると考えられる。

8. 当委員会において基準開発を行うにあたっても、原則として国際的な基準を取り入れることとするものの、このことは、国際的な基準の定めをそのままの形で無条件に取り入れることとはせず、我が国として受け入れ難いとしたものについては、取り入れず、その理由を明示することが考えられる。

9. 一方、第 6 項の「国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとすることを基本とする」との考え方によれば、我が国として受け入れ難いために取り入れないと判断するには相応の理由が必要であると考えられる。

（高品質な基準）

10. 「運営方針」は、高品質なサステナビリティ開示基準は、サステナビリティ開示基準の開発プロセスに参画する市場関係者のコンセンサスが得られるよう審議を行うことが必要であるとしている。市場関係者の観点として、次の内容が挙げられている。

(1) サステナビリティ開示基準を用いて作成されたサステナビリティ関連財務情報が投資家にとって有用である。

(2) サステナビリティ開示基準を用いてサステナビリティ関連財務情報を作成することが作成者にとって過度の負担とならない。

11. コンセンサスを前提にする場合、次のように対応することが考えられる。

(1) 国際的な基準の定めを取り入れないことについてコンセンサスが得られる項目については、サステナビリティ開示基準に定めを取り入れず、この場合、取り入れないこととした理由を明示する。また、国際的な基準の定めとは異なる開示を求めることがある。

(2) 国際的な基準の定めを取り入れつつ、これとは異なる開示をもって代えることを容認する定めを置くことについてコンセンサスが得られる項目については、そのような形でサステナビリティ開示基準に取り入れる。この場合、そのような形で取り入れることとした理由を明示する。

(3) 短期間で基準開発を行うことになることを踏まえ、国際的な基準の定めを取り入れるかどうかについてコンセンサスが得られない項目については、取り入れた上で、当面、適用を任意とすることを検討する。

（周辺諸制度との関係）

12. 「運営方針」は、サステナビリティ開示基準の開発にあたっては、周辺諸制度との関係を考慮する必要があるとしている。その例として、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）では、特定の事業者に温室効果ガスの排出量の報告が義務付けられているなど、既存の法令や規制において、サステナビリティ情報の一部の開示が求められている場合があるとしている。

13. 周辺諸制度との関係を考慮した結果として、IFRS サステナビリティ開示基準と異なる定めを置くことが考えられる。この場合、その理由を明示することが考えられる。

14. また、周辺諸制度との関係を考慮した結果として、IFRS サステナビリティ開示基準と異なる定めを置くことにならないものの、我が国の諸制度を当てはめた場合の取扱いを明らかにすることが有用である場合があると考えられる。この場合、当該取扱いをサステナビリティ開示基準に含めるのか、規範性のない補足文書に含めるかどうかは個別に判断することになると考えられる。

（我が国固有の要求事項）

15. 「運営方針」は、IFRS サステナビリティ開示基準は、包括的なグローバル・ベースラインを提供し、各法域固有の要求事項を追加するビルディング・ブロック・アプローチを提案しており、当委員会において、我が国固有の要求事項を検討する場合には、原則とし

て、市場関係者からニーズの高い情報に関して、サステナビリティ基準諮問会議から提言があったものについて開発の検討を行うとしている。

16. これまでみてきたように、周辺諸制度を考慮した結果として、我が国固有の定めを検討する場合があると考えられる。また、国際的な基準が開示について多くの選択肢を与えている場合、サステナビリティ開示基準を適用する企業間の比較可能性を向上させることを目的に選択肢を狭めることもあると考えられる。

基本的な考え方に関する事務局提案

17. これまでの議論を踏まえ、当委員会のサステナビリティ開示基準の開発にあたっての基本的な方針として、次のようにすることが考えられる。

(1) サステナビリティ開示基準は、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れる。ただし、このことは国際的な基準の定めをそのままの形で無条件に取り入れることを意味しない。

(2) 国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れないことについてコンセンサスが得られる項目については、サステナビリティ開示基準に定めを取り入れない。この場合、取り入れないこととした理由を明示する。また、サステナビリティ開示基準において国際的な基準の定めとは異なる開示を求めることがある。

(3) 国際的な基準の定めを取り入れつつ、これとは異なる開示をもって代えることを容認する定めを置くことについてコンセンサスが得られる項目については、そのような形でサステナビリティ開示基準に取り入れる。この場合、そのような形で取り入れることとした理由を明示する。

(4) サステナビリティ開示基準に国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れない理由として、次のようなものが考えられる。

① 国際的な基準の定めによって提供される開示が有用ではない（国際的な基準が多くの選択肢を与えており、比較可能性を損なっている場合を含む。）と判断されるため

② 国際的な基準の定めによって提供される開示に一定の有用性が認められるものの、作成者に過度の負担となることが明らかであると判断されるため

③ 周辺諸制度との関係を考慮した結果、国際的な定めをそのままの形で取り入れないことが適切であると判断されるため

(5) 短期間で基準開発を行うことになることを踏まえ、国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れるかどうかについてコンセンサスが得られない項目については、取り入れた上で、当面、適用を任意とすることを検討する。

(6) 周辺諸制度との関係を考慮した結果として、国際的な基準と異なる定めを置くことにならないものの、我が国の諸制度を当てはめた場合の取扱いを明らかにすることが有用である場合、当該取扱いをサステナビリティ開示基準に含めるのか、規範性のない補足文書に含めるかどうかは個別に判断する。

ディスカッション・ポイント
第 17 項の事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上

サステナビリティ基準委員会の運営方針（抄）

Ⅲ. 当委員会の運営に係る基本方針

1.　サステナビリティ開示基準の開発に関連する活動

(1) 我が国におけるサステナビリティ開示基準に係る基本的な考え方

我が国におけるサステナビリティ開示基準は、投資家が意思決定を行う際に有用な、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示項目を定めることを基本的な考え方とする。サステナビリティ関連財務情報は、企業の一般目的財務報告の一部として開示されるものであり、企業が直面するサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものである。

この基本的な考え方に基づく開示基準の開発は、サステナビリティ開示基準が資本市場における重要なインフラとなりつつある中、サステナビリティ関連財務情報が財務諸表と併せて開示されることにより、投資家の意思決定有用性を高め、利用者及び作成者に便益をもたらすものと考えられ、また、企業経営に規律をもたらし企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に資する役割を担うものと考えられる。

このため、当委員会は、我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして以下の点を考慮し、基準開発を行う方針である。

①　高品質な基準

高品質なサステナビリティ開示基準は、基本的には、それを用いて作成されたサステナビリティ関連財務情報が投資家の意思決定にとって有用であることを目的とする。目まぐるしく経済環境が変化する中、サステナビリティ開示基準が高品質であるためには、そのような経済環境の変化に対し、市場関係者のニーズを踏まえ、適時に基準開発の要否及び基準開発を行う場合のその時期を検討する必要がある。

また、高品質なサステナビリティ開示基準は、それを用いてサステナビリティ関連財務情報を作成することが作成者にとって過度の負担とならないこと等、基準開発のプロセスに参画する市場関係者のコンセンサスが得られるよう審議を行うことが必要である。さらに、それを用いて作成されたサステナビリティ関連財務情報が、今後国際的に求められる程度に保証を受けることが可能となるよう基準開発を行うこととする。

上記のようなサステナビリティ開示基準の開発は、デュー・プロセスを確保し、公正性、

透明性のある形で行う必要があると考えられる。具体的には、FASF の理事会が定める「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」を遵守して基準開発を行うこととなる。

② 国際的に整合性のあるもの

サステナビリティ関連財務情報の比較可能性を高め、かつ、我が国のサステナビリティ開示基準の信認を確保するためには、日本基準を国際的に整合性のあるものとして開発し、これを対外的に示していくことが必要である。

ISSB が市場関係者からの要望により国際的なサステナビリティ開示基準の開発を目的として設置されたことを踏まえると、基準開発にあたって、日本基準を包括的なグローバル・ベースラインとされる IFRS サステナビリティ開示基準の内容と整合性のあるものとすることが、市場関係者にとって有用である。

ここで、当委員会と同じく FASF 内に設置されている企業会計基準委員会（ASBJ）が開発する会計基準が国際的に整合性のあるものであるかどうかを検討する際には、日本基準により作成された財務諸表が、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとすることを基本としている。前述のとおり、サステナビリティ関連財務情報が、企業の一般目的財務報告の一部として開示され、企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであることを踏まえると、当委員会がサステナビリティ開示基準の開発を行うにあたっても、国際的に整合性のあるものかどうかを検討する際には、日本基準により作成されたサステナビリティ関連財務情報が、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとすることを基本とする。

(2) 我が国固有の要求事項

IFRS サステナビリティ開示基準は、包括的なグローバル・ベースラインを提供し、各法域固有の要求事項を追加するビルディング・ブロック・アプローチを提案している。当委員会において、我が国固有の要求事項を検討する場合には、原則として、市場関係者からニーズの高い情報に関して、サステナビリティ基準諮問会議から提言があったものについて開発の検討を行う。

(3) 周辺諸制度との関係

サステナビリティ開示基準の開発にあたっては、サステナビリティ開示をとりまく様々な要因を考慮すべき場合がある。周辺諸制度との関係は、これらとの整合性の確保など、サステナビリティ開示基準の開発作業と深く関わるものであり、基準の開発にあたって基盤整備的な意味で検討が必要な課題である。例えば、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）では、特定の事業者に温室効果ガスの排出量の報告が義務付けられているなど、既存の法令や規制において、サステナビリティ情報の一部の開示が求められている場合があり、これら

との整合性については考慮の対象となる。また、現在サステナビリティに関する法令や規制についての議論が活発に行われていることから、今後定められる法令や規制との整合性についても考慮の対象となる。特に、これまで主に任意開示書類の中で開示されていたサステナビリティ情報が、今後、金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書の中で開示されることを踏まえると、基準開発にあたって追加で考慮すべき要因があると考えられる。

(4) 会計基準との関係

我が国の上場企業等では、原則として日本基準を用いて財務諸表が作成されるが、一定の要件を満たすことを条件に、米国会計基準、指定国際会計基準（IFRS 会計基準）及び修正国際基準[7]のいずれかを用いて連結財務諸表を作成することができることとされている。

前述のとおり、サステナビリティ関連財務情報は、企業の一般目的財務報告の一部として開示されるものであり、企業の財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであるが、IFRS サステナビリティ開示基準は、企業の財務諸表が仮に IFRS 会計基準に準拠していない場合でも、他の一般に公正妥当と認められる会計原則（GAAP）に準拠している場合には、IFRS サステナビリティ開示基準を適用できることとしている。このため、当委員会においてサステナビリティ開示基準の開発を行うにあたっても、我が国の上場企業等が、会計基準として日本基準及び他の一般に公正妥当と認められる会計基準を適用することを想定して基準開発を行う。

また、IFRS サステナビリティ開示基準を開発する ISSB は、IFRS 会計基準を開発する国際会計基準審議会（IASB）と連携して基準開発を行う予定であり、当委員会においても、国際的な動向を踏まえ、同様に ASBJ と連携していく。

(5) 基準開発のためのリサーチ

当委員会が高品質で国際的に整合性のある基準開発を行う上で、喫緊の課題となっている論点だけではなく、より中長期的な観点で検討すべき論点についてリサーチを行うことが必要であり、このために当委員会の一定のリソースをリサーチ活動に充てることとする。検討のテーマは、市場関係者の関心が高い項目とすることが考えられる。

なお、リサーチ活動の成果のうち、国際的に情報発信できると考えられるものについては、これを積極的に行う。

以　上

[7] 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）